

1. 二酸化窒素 (NO_2)

(1) 全国の状況

平成 21 年度の二酸化窒素の有効測定局数^{*1}は、1,774 局（一般環境大気測定局^{*2}（以下「一般局」という。）：1,351 局、自動車排出ガス測定局^{*3}（以下「自排局」という。）：423 局）であった。

長期的評価による環境基準達成局は、一般局で 1,351 局（100%）、自排局で 405 局（95.7%）となっている。一般局では近年ほとんどすべての有効測定局で環境基準を達成し、自排局では平成 20 年度と比較すると達成率が 0.2 ポイント改善した（図 1-1）。なお、環境基準非達成の測定局がある都道府県は（図 1-2）のとおりである。

また、年平均値の推移については、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられる（図 1-3）。

※1 有効測定局……………年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局（光化学オキシダントを除く）。

※2 一般環境大気測定局……………一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

※3 自動車排出ガス測定局……………自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

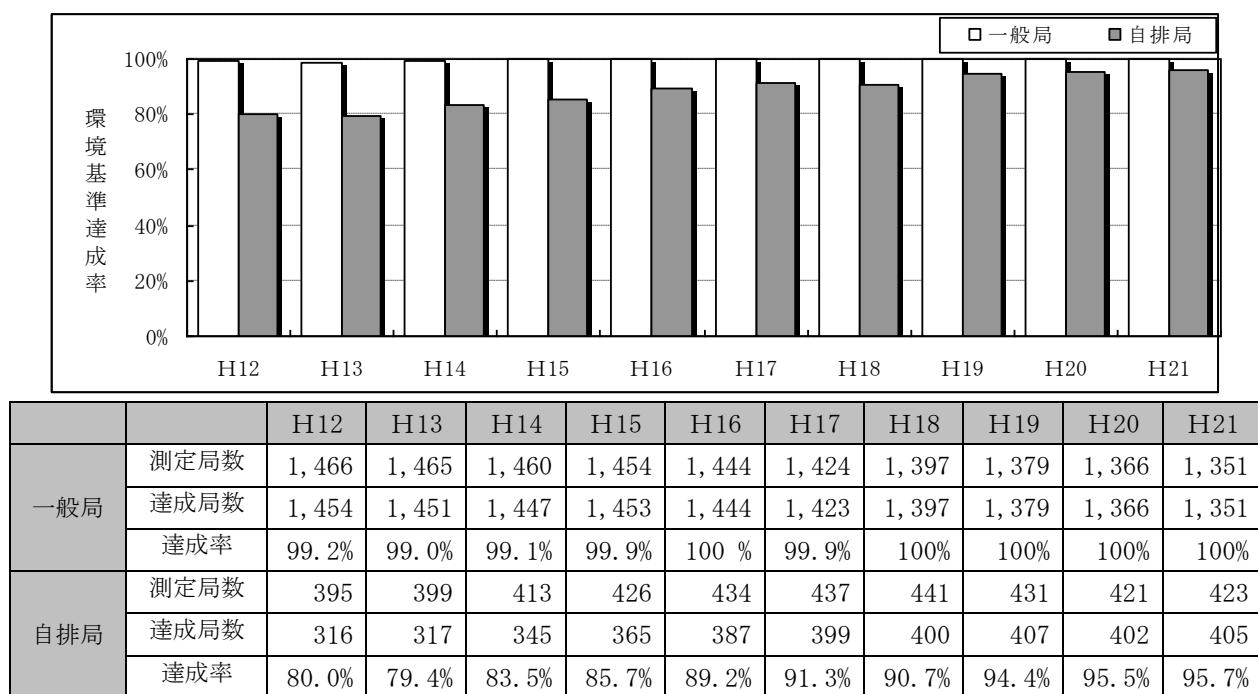


図 1-1 二酸化窒素の環境基準達成率の推移

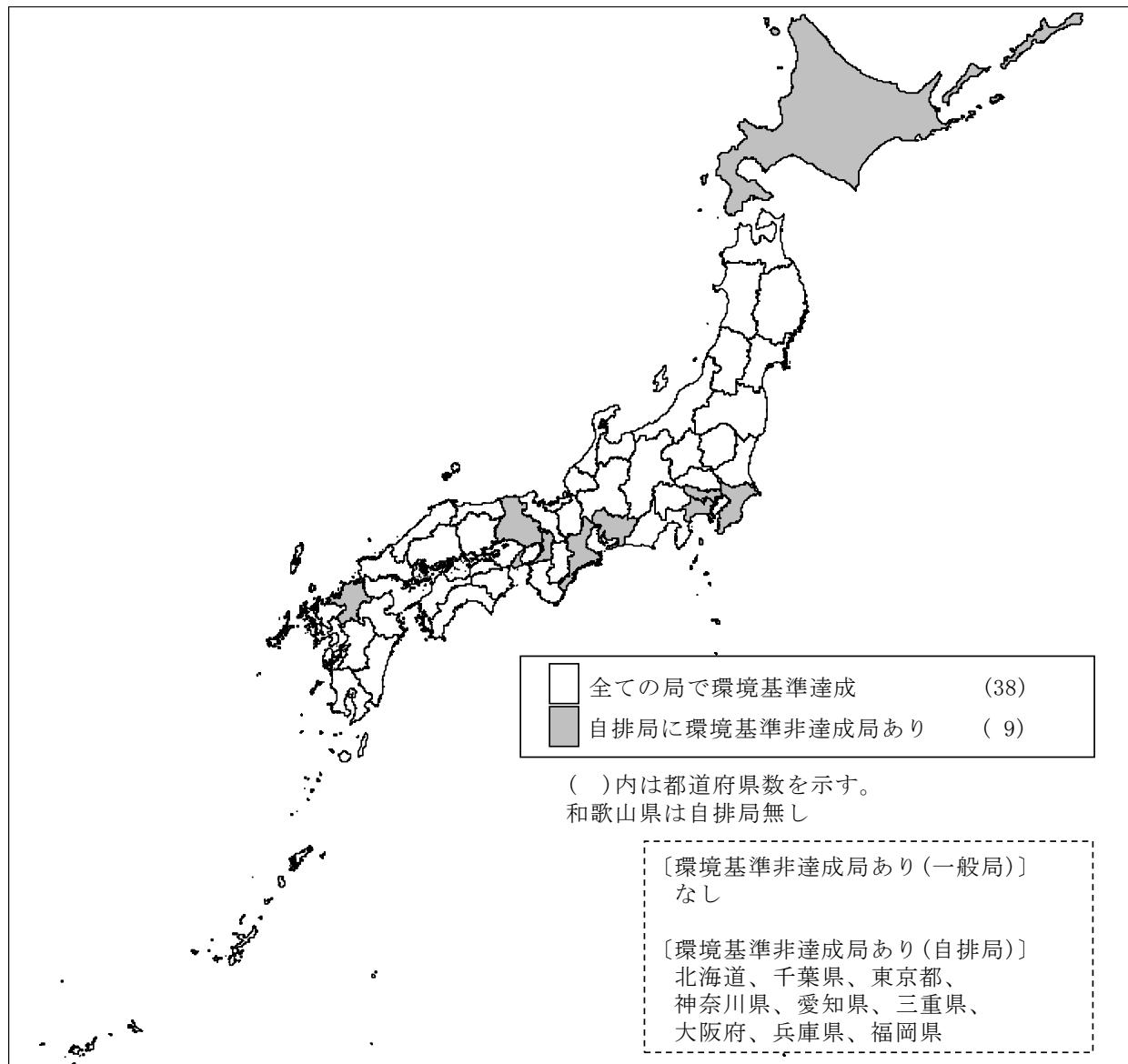
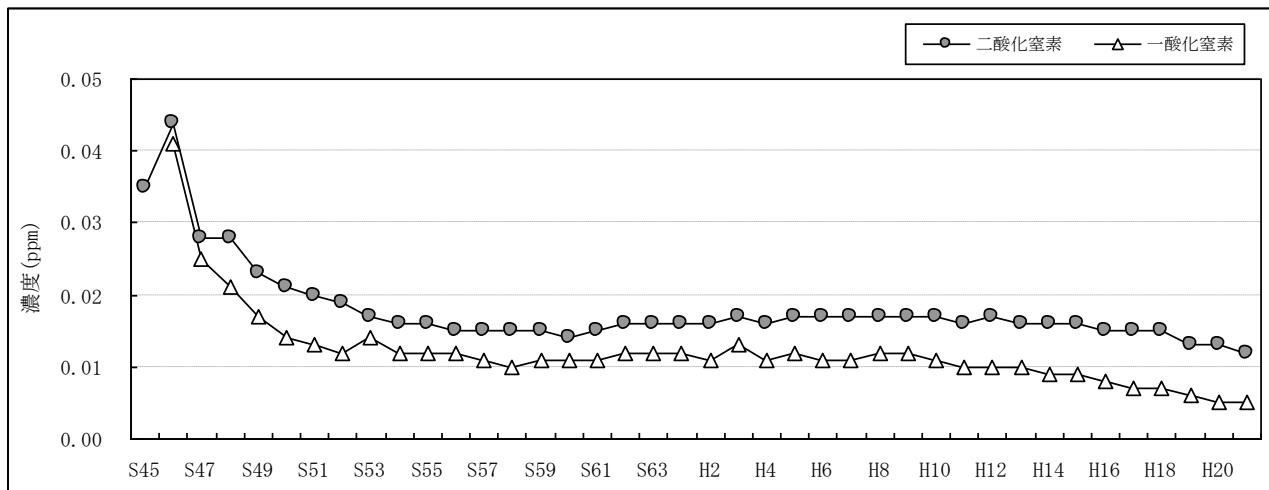


図1－2 二酸化窒素の環境基準達成局の分布

(一般局)



(自排局)

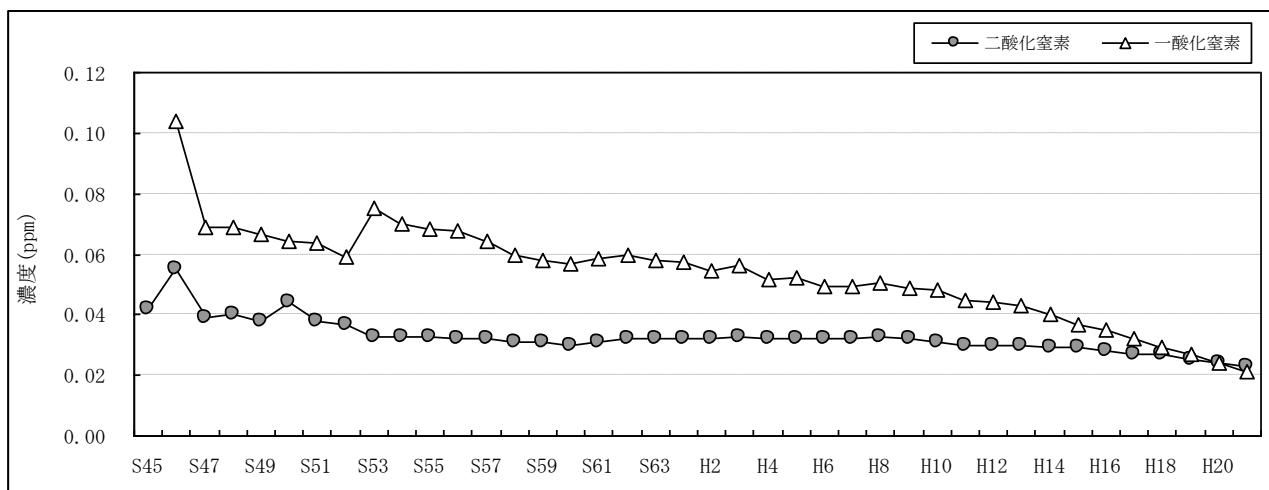


図 1 - 3 二酸化窒素及び一酸化窒素濃度の年平均値の推移

(2) 自動車NO_x・PM法^{※4}の対策地域における状況

平成21年度の対策地域全体での有効測定局数は664局（一般局：438局、自排局：226局）であった。

このうち、長期的評価による環境基準達成局は、一般局で438全局(100%)、自排局で210局(92.9%)となっており、一般局ではすべての有効測定局で環境基準を達成し、自排局では平成20年度と比較して達成率が0.9ポイント改善した（図1-4）。

また、対策地域内で過去10年間継続して測定を行っている582の測定局（一般局：402局、自排局：180局）における年平均値は、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられる（図1-5）。

（囲域別の環境基準達成率及び年平均値の推移は資料4-4及び資料4-5参照）

※4 自動車NO_x・PM法…「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略。

（自動車NO_x・PM法の対策地域を有する都府県…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県）
(一般局)

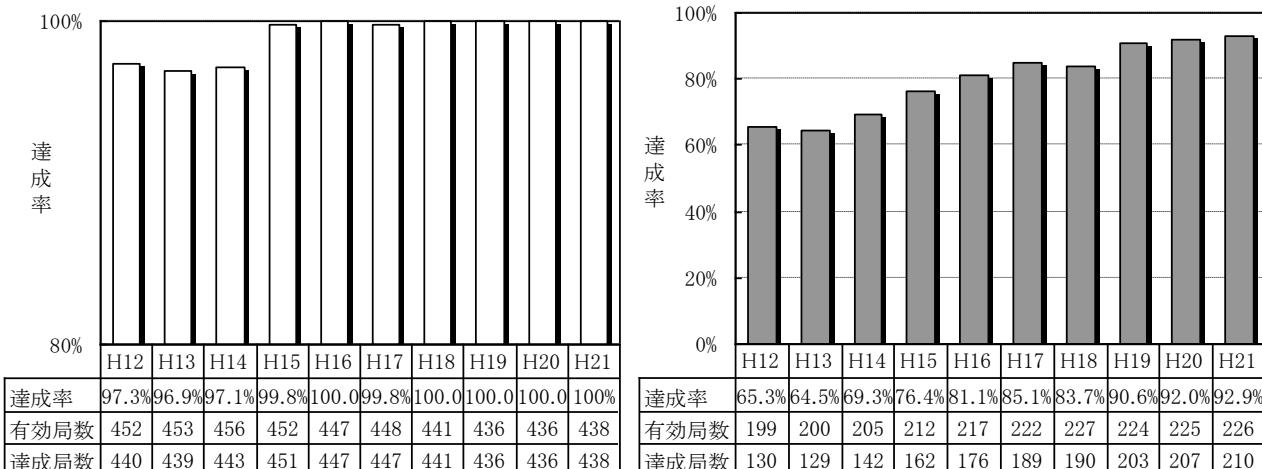


図1-4 自動車NO_x・PM法の対策地域における二酸化窒素の環境基準達成率の推移

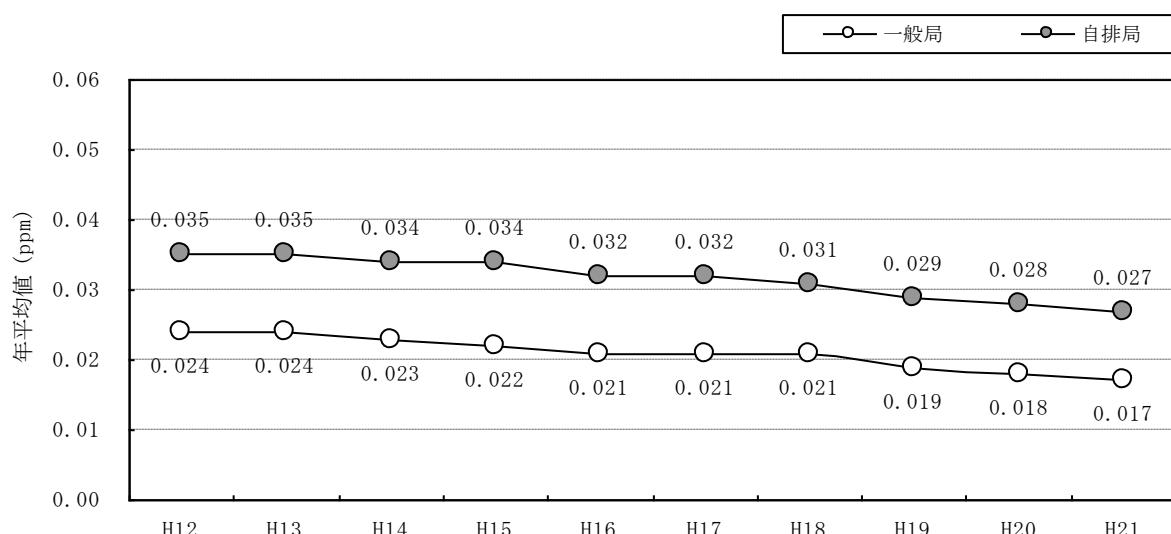


図1-5 自動車NO_x・PM法の対策地域における二酸化窒素濃度の年平均値の推移
(過去10年間の継続測定局の推移)